

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)		(当室記入欄)	(最終回答欄)		(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市庁に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
20700020	帳簿保存方法等の緩和	法人税法第126条第150条の2、同施行規則第59条、第67条		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはなり得ない		電子データによる帳簿類の保管がなぜ認められないのか、的確にご回答頂きたい。	f	国税関係帳簿書類の電子データによる保存制度は、適正・公平な課税を確保しつつ、納税者等の帳簿書類の保存に係る負担を軽減する観点から、一定の要件の下で、電子データの保存をもって国税関係帳簿書類の保存に代えることができる。相手方から紙で受け取った領収書、請求書等の証拠書類をスキャナー等で読み込んでイメージデータとして保存することについては、証拠書類を改ざんしてイメージデータとすることや、そのイメージデータを改ざんすることを防止する手立てがなく、真实性を確保するための実効性ある条件が見出せない状況にあると承知しており、このようなイメージデータによる保存を認めることについては問題があると考えている。		要望者より、下記意見の照会があることから、この点について見解を示されたい。 ・当初から電子データ化された帳票の保管及び3年経過帳票のマイクロフィルムによる保管が認められているにも係らず、オリジナルが紙である帳票の電子データ化が認められないのはなぜか？ 申告に疑義あれば、「税務調査」等を実施することで、改竄等の確認を行うなどで、真实性の確保の担保がなされると考えるか？ 帳簿保管コスト削減の観点から、見解を示されたい。	f	当初から電子データ化された帳票の保管については電磁的記録の訂正・削除の履歴の確保等が行われるものについて、3年経過帳票のマイクロフィルムによる保管については国税関係書類のうち大量に発生する書類でマイクロフィルムによっても税務調査等に支障の生じない一部の証ひょう書類について、適正・公平な課税を確保できる一定の要件を課すことにより、電子的に保存すること等を認めているものである。 相手方から紙で受け取った証拠書類のイメージデータによる保存については、改ざん防止の手立てがなく、実際に改ざんがなされた場合には、税務調査等の実施によっても真实性の検証が極めて困難となり、結果として適正・公平な課税に支障を生じることとなる。	5027	5027150	東京海上火災保険㈱	15	帳簿保存方法等の緩和		当初作成段階が紙による帳簿書類等についても、電子データによる保存を認めてもらいたい。	財務省	
20700050	税関臨時開庁手数料の廃止	関税法第98条、第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	b		1. 臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。 なお、臨時開庁手数料については、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。 2. 今後とも、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたい。		回答では、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたいとされているが、要望内容は臨時開庁手数料軽減について全国展開を求めるものであり、この点に対する見解を明確に示されたい。 上記を踏まえ、実施に向けた対応策・平成16年度までに実施されることの可否について具体的に検討され、示されたい。	b	臨時開庁手数料の費用負担のあり方については、構造改革特別区域における効果も見極める必要があるため、現時点では判断を行う段階ではない。 開庁時間外の需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討し、平成15年度中に結論を得ることについて見解をお示しいただきたい。	b	平成15年度中に税関開庁時間外の通関需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討する。	5014	5014020	(社)関西経済連合会	2	税関臨時開庁手数料の廃止		平日9:00~17:00以外に税関へ臨時開庁を申請する場合には、臨時開庁手数料を支払う必要がある。構造改革特区(国際交流特区)の認定により、臨時開庁手数料が半減されたが、さらに活性化を図るため廃止する。 電子処理される実態に鑑み、税関手数料を無料若しくは、それに近い低廉な料金に設定していただきたい。 また、平成14年6月25日に閣議決定された「主要港湾における24時間フルオープン化」が積極的に推進される中、併せて、税関手数料を撤廃して頂きたい。	財務省			
																5073	5073180	(社)日本自動車工業会	18	臨時開庁についての承認手数料			財務省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)									
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
20700070	保税地域搬入制の適用除外の拡大	関税法第67条の2 関税法施行令第59条の3	輸出申告又は輸入申告は、原則としてその申告に係る貨物を保税地域に搬入した後に申告となっている。	a,d		1. 貨物の迅速な引き取りを可能とする観点から、本船入港前であっても予備的に輸出申告(航空貨物のみ)又は輸入申告を行うことを認め、税関の書類審査を事前に受けることができる予備審査制度の導入、航空貨物通関情報処理システム(航空NACCS)を利用した到着即時輸入許可制度の導入等を行っており、リスクが低い航空貨物については、事実上、事前申告・即時引取りを可能とする仕組みとなっている。 2. また、平成15年9月には、海上貨物についても、海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)を利用した到着即時輸入許可制度を導入するとともに、平成15年度中に、海上輸出貨物についても予備審査制度を導入することとしている。		回答では、航空貨物については、現行制度で対応可能とされているが、要望は、すべての貨物が保税地区に搬入することなく輸出申告ができることを望んでおり、リスクが低いものを具体的に明示いただきたい。 海上貨物について、15年度中の予備審査制度の導入を予定されているとのことであるが、速やかな実施および実施に向けた対応策について具体的に検討され、示されたい。	a,d		1. すべての航空貨物について保税地域に搬入する前に予備申告を行い、到着即時輸入許可制度を利用することができる。但し、到着即時輸入許可は、予備申告が行われたもののうち、検査扱い(区分3)となった貨物以外の貨物について行うものであり、検査扱い(区分3)となった貨物は保税地域に搬入し検査を行うことが必要となる。 なお、検査扱い(区分3)となるかどうかは、予備申告後に、貨物のリスクを税関において予備申告も含めた各種情報等により判定しているが、リスク判定の具体的な内容については、適正な通関を確保する観点から、お示しすることはできない。 2. また、海上輸出貨物に係る予備審査制度については、現在、事務処理の詳細やシステム開発内容等を検討しており、年度末よりもできるだけ早期に実施できるよう、平成15年度中に導入との目標を設定して取り組んでいるところ。			海上輸出貨物に係る予備審査制度の導入について、平成15年度中の実施の可否も含めて、具体的に見解をお示しいただきたい。	a,d		平成15年度中に海上輸出貨物について予備審査制度を導入し、保税地域への搬入前の税関申告を可能とする。	5009	5009140	ソニー(株)	14	機上通関及び船上海通関の実現		効率的な通関体制の整備をさらに進めるため、機上及び船上での通関手続を可能として欲しい。	財務省
															5009	5009180	ソニー(株)	18	保税地域搬入制の適用除外の拡大		保税地域搬入制の適用除外を拡大し、貨物を保税地域に入れることなく輸出入の申告ができるようにしていただきたい。	財務省			
20700080	輸出手続きにかかる予備申告と本申告との一本化	関税法第67条、予備審査制について(通達)航空貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)、海上貨物通関情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて(通達)	貨物を輸出又は輸入しようとする者は、品名、数量等を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。	d		予備申告から本申告への切り替えは、NACCSにより自動的に行うことができ、再度本申告として書面の提出を求めるとはならない。 また、平成15年度中に、海上輸出貨物についても予備審査制度を導入することとしている。 なお、予備申告は、輸出申告又は輸入申告が行われる前に関税法の運用上認められた制度であり、法令上の権利、義務を発効させるためには本申告が必要である。		回答では、海上貨物について、15年度中の予備審査制度の導入を予定されているとのことであるが、速やかな実施および実施に向けた対応策について具体的に検討され、示されたい。	d		海上輸出貨物に係る予備審査制度については、現在、事務処理の詳細やシステム開発内容等を検討しており、年度末よりもできるだけ早期に実施できるよう、平成15年度中に導入との目標を設定して取り組んでいるところ。			現状においても、NACCSにより予備申告を行う際に、「搬入確認登録時本申告自動起動」の旨を入力することにより、保税審査場業者等の搬入確認が行われた時に自動的に本申告、許可される仕組みとなっている。	5009	5009190	ソニー(株)	19	輸出手続きにかかる予備申告と本申告との一本化		予備審査制度(貨物の日本到着前に輸入関係書類を税関に提出し、書類審査を受ける)によって、税関審査を要しないと判断された貨物は、貨物到着後に行う輸入申告を不要とし、システム上、自動的に本申告をしたものとみなして輸入許可を与えていただきたい。また、海上輸出貨物について、工場でコンテナに詰め込む以前に予備申告を行った貨物は、貨物輸出港への到着が確認された時点で輸出許可を認め、保税地域への輸出搬入後に行う輸出申告を不要としていただきたい。	財務省			
															5073	5073200	(社)日本自動車工業会	20	海上輸出貨物予備審査制の充実		搬入以前に予備申告を行い、搬入次第即許可となる制度を設けて頂きたい。	財務省			

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

管理コード	項目名	(回答欄)				(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
		該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号
20700100	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限	関税法第67条 関税法施行令第58条 関税法基本通達67-2-7、 同通達67-2-8	本邦から出国する旅客又は船舶若しくは航空機の乗組員(以下、「旅客等」という。)が携帯して輸出する自動車については一人3台まで、3台を超える場合は総価額が30万円程度以下のものに限り旅具通関を認めている。(これを超えた場合には一般の輸出手続きが必要)しかし、旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、「輸出・輸入託送品(携帯品・別送品)申告書」2通を提出することにより申告させ、輸出を許可したときには1通を許可書として申告者に交付している。	d	税関における盗難自動車の水際取締策は、平成13年2月、警察との各種情報交換を始めとする協力体制を整備し、平成13年7月から旅客等が携帯して輸出する自動車については、他の旅具通関とは異なり口頭申告を認めず、書面により申告させることとした。その後、審査・検査に際しては可能な限り抹消登録証明書原本の提示を求めるなど各種対策を講じており、旅具通関、一般の輸出通関の別を問わず盗難自動車の不正輸出を発見、摘発している。更に、平成14年7月に公布された道路運送車両法の一部改正法により、中古自動車を輸出しようとする者は、輸出申告に際し旅具通関、一般の輸出通関の別を問わず輸出抹消登録証明書原本の提示を義務付けられることとされており、一層の対策強化が図られることとされており、現在、関係省庁と連携しつつ施行に向けて準備を進めているところである。したがって、盗難自動車の不正流出防止において、現行旅具通関基準の廃止ないし台数削減は必要ないものと考えられる。今後とも、これら各種の施策を通じて水際取締策の一層の強化を図っていく。		回答では、旅客等が携帯して輸出する自動車の旅具通関について口頭申告から書面申告に移行し、さらに道路運送車両法の改正により中古自動車の輸出に際して輸出抹消登録証明書原本の提示を義務付けた(未施行)とされているが、要望内容は、盗難自動車の海外への不正流出防止の実効性をもたせるために、旅具通関制度のさらなる見直しを求めているものであり、この観点から、旅具通関制度の廃止、台数制限について改めて実施に向けた具体的な対応策を検討され、示されたい。上記を踏まえた実施時期について、その時期となる理由も含め具体的に示されたい。	c	-	要望者より、以下の意見照会があり、この点についての見解を示された。平成14年7月に公布された道路運送車両法の一部改正により、中古自動車を輸出しようとする者は、輸出申告あたり、輸出抹消登録証明書原本の提示を義務付けられているが、現在未施行であるが、現行旅具通関・旅具通関を問わず不正輸出等が現行基準は、すべての輸出する貨物に適用されているものであり、自動車のみを特例扱いとする合理的な理由の説明は困難である。	c	-	道路運送車両法の一部改正法の施行(公布の日から2年6月以内)後は、関税法第70条(証明又は確認)の規定に基づき、中古自動車の輸出者は、輸出申告に際し、輸出抹消登録が行われていることを税関に証明し、その確認を受けなければ輸出できないこととなる。現在、財務省・税関においては、国土交通省との間で当該証明書に係る確認方法等について鋭意検討を進めているところである。なお、現在、税関では輸出申告の際に、可能な限り抹消登録証明書原本の提示を求めているところであるが、同証明書の提示がない場合においても、警察からの盗難自動車等に係る情報及び国土交通省からの自動車登録情報を活用するほか、必要に応じ車台番号の確認を行うなど、厳正な取締りを実施しているところである。	5027	5027210	東京海上火災保険(株)	21	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限		貿易管理令改正基本通達改正(旅具通関制度の廃止ないしは台数削減)	財務省
														5029	5029320	(社)日本損害保険協会	32	盗難自動車の海外不正流出防止のための旅具通関対象の制限		貿易管理令改正基本通達改正(旅具通関制度の廃止ないしは台数削減)	財務省
20700120	通関における臨時開庁申請手続の廃止ならびに費用負担の撤廃	関税法第98条 第100条第1項第4号	税関の執務時間外に臨時の執務を求めようとする者は、税関長の承認を受け、必要な手数料を納付しなければならない。	c.b	1. 臨時開庁の承認申請があった場合には、税関長は、税関の事務の執行上支障があると認めるときを除き、その承認を行っている。また、税関の執務時間外における事務の執行上支障がないよう通関体制の整備に取り組んでいるところである。ただし、臨時開庁が要請された場合に、税関が実務上対応可能か否かを判断するために承認手続は必要である。2. また、臨時開庁は、税関の執務時間外に輸出入手続を行いたいとする申請者の求めに応じ、特に職員を配置して当該手続を行うものであることから、これに伴い発生する行政コストは、受益者である申請者自身が負担すべきものとの観点から、臨時開庁手数料を徴収している。なお、臨時開庁手数料については、今年4月から構造改革特別区域において、その額を2分の1に軽減したところである。3. 今後とも、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたい。		回答では、臨時開庁が要請された場合に、税関が実務上対応可能か否かを判断するために承認手続は必要であるとされているが、要望は、税関の24時間365日体制の実現であり、この点に対する見解を明確に示されたい。また、平日夜間、土・日曜日の通関需要を踏まえ、構造改革特別区域での効果等を見つつ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討することとしたい。2. 臨時開庁手数料の費用負担のあり方については、構造改革特別区域における効果も見極める必要があるため、現時点では判断を行う段階ではない。	c.b		開庁時間外の需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討し、平成15年度中に結論を得ることについて見解をお示しいただきたい。	c.b		平成15年度中に税関開庁時間外の通関需要を踏まえ、臨時開庁手数料の費用負担のあり方について検討する。	5009	5009130	ソニー(株)	13	通関における臨時開庁申請手続の廃止ならびに費用負担の撤廃		港湾・空港の24時間体制の前提となる税関の稼働時間は原則、月曜日～金曜日8:30～17:00となっており、時間外に輸出入通関を行う場合には「臨時開庁」を申請する必要があるほか、費用負担が発生する。そこで通関の原則24時間365日体制を実現する為、申請手続きの廃止、費用負担の撤廃をお願いしたい。	財務省

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)		(再回答欄)		(当室記入欄)		(最終回答欄)		(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0700130	通関情報処理システム審査区分1の貨物の手続き緩和	関税法第67条、第68条第1項、電子情報処理組織による税関手続きの特例に関する法律施行令第4条、航空貨物通関情報処理システムを使用する法律施行令第4条、航空貨物通関情報処理システムを使用する法律施行令第4条、海上貨物通関情報処理システムを使用する法律施行令第4条、海上貨物通関情報処理システムを使用する法律施行令第4条	輸出申告又は輸入申告に際しては、輸出申告書、輸入申告書及び仕入書等関係書類を提出しなければならない。	b		海上貨物通関情報処理システム(海上NACCS)で行われた輸出入申告に係る申告控については、平成15年7月下旬からの提出を省略することとしている。また、航空貨物通関情報処理システム(航空NACCS)で行われた輸出入申告に係る申告控についても、平成15年度中に提出を省略することとしている。		回答によれば、航空NACCSについても、平成15年度中に提出を省略することとしていることであるが、できるだけ速やかに実施したい。また、具体的な実施時期についてお示しいただきたい。	b		航空NACCSで行われた輸出入申告に係る申告控の提出省略については、事務処理の詳細やシステム開発内容等の検討をしており、年度末よりできるだけ早期に実施できるように、平成15年度中に実施との目標を設定して取り組んでいるところ。	航空NACCSで行われた輸出入申告に係る申告控の提出省略については、平成15年度中の実施について、見解をお示しいただきたい。	b		平成15年度中に航空貨物通関情報処理システムで行われた輸出入申告に係る申告控の提出を省略する。	5009	5009150	ソニー(株)	15	通関情報処理システム審査区分1の貨物の手続き緩和		通関情報処理システム(NACCS)による輸出入申告等の手続きにおいて、システムによる審査で自動的に許可された申告(輸出入申告の審査区分1)は、その時点で手続きを完了したものと見做し、以後の税関での申請等を不要としていただきたい。	財務省
z0700180	法定耐用年数の短縮承認手続きの簡素化	法人税法施行令第57条、法人税基本通達7-3-22		f		税制は規制の対象外であり、当該要望は税制上の措置にあたるため、検討要請事項の対象とはならない。		本要望は政策税制に関する要望というより、むしろ税金に関する手続き簡素化に関する要望であり、要望に対して具体的に回答したい。	f	減価償却資産の耐用年数の短縮制度は、その適用を受けようとする法人(適用を受ける減価償却資産を所有している法人)が、その有する減価償却資産の種類(構造、用途、細目等を含む。)ごとに一定の事由により使用可能期間が法定耐用年数に比して著しく短いことを所轄国税局長に申請し、承認を受けた場合に、その承認を受けた使用可能期間を法定耐用年数として償却限度額の計算を行うことができる制度である。仮に、法定耐用年数を申請手続きなしに納税者の任意で短縮を認めた場合には、利益操作に利用される恐れもあり、適正・公平な課税の観点から問題がある。したがって、本要望は減価償却制度の根幹にかかわるものであり、単に手続きの簡素化といった観点から検討されるべきものではなく、税制改正のプロセスにおいて税制全体の中で検討されるべき事項である。なお、規則第16条2号は、個別の耐用年数が定められていないことを理由として耐用年数の短縮を認めないこととしている。それ以後は承認された年数を法定耐用年数とみなし、改めて承認を要しないこととしているもの。一方、個別の耐用年数が定められている減価償却資産については、材質・構造等の特殊性やその使用場所の状況等の個別の事情を考慮する必要がある。	・リース契約において、借主が既に同様の資産について耐用年数短縮の承認を得ている場合でも、リース会社が異なることを理由に再度手続きを行うことの簡便化を要望している。 本要望は、手続きの簡素化に関する要望であり、この観点において見解を示されたい。	f	減価償却資産の耐用年数の短縮制度は、その適用を受けようとする法人(適用を受ける減価償却資産を所有している法人)が申請する制度であることから、リース資産の場合には、リース資産を所有するリース会社から申請を行い、それぞれにおいて制度の適用を受けるとなる。したがって、最終確認事項に対する回答は、既に再回答で示したとおりである。	5034	5034520	(社)リース事業協会	52	法定耐用年数の短縮承認手続きの簡素化等について		耐用年数短縮申請手続きの簡素化 法人税基本通達7-3-22中の「規則第16条第2号に該当する場合において」の削除	財務省		

規制改革集中受付月間 / 全国規模での規制改革要望に対する見解の確認 (様式 1)

(回答欄)							(再検討要請欄)	(再回答欄)	(当室記入欄)	(最終回答欄)	(要望事項欄)														
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	各省庁回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	当室からの最終確認事項 (要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項 (事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等		
z0700220	簡易申告制度の拡大	関税法第7条の2、関税法施行令第4条の6、第4条の8	簡易申告制度は、予め税関長の承認を受けている輸入者が、継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告の前にこれを引き取ることが可能とする制度である。当該貨物の指定を受けるためには、当該貨物の所属区分ごとの継続的輸入申告が要件となっている。	b		(1)簡易申告制度の継続的な輸入実績の基準については、制度の利便性を考慮して、平成15年4月以降年24回から年6回以上へと緩和を行ったところである。 (2)指定貨物の所属区分については、上記緩和の利用拡大状況を踏まえた上で今後検討を行うこととしたい。		回答によれば、簡易申告制度の継続的な輸入実績の基準について年6回以上へと緩和を行ったところであり、指定貨物の所属区分については、今後検討を行うこととしたいとされているが、要望は、指定外貨物が混在したものについても上記6回以上の対象とされたいとしているものであり、この点を踏まえ、指定貨物の所属区分等について具体的な対応策を検討され示されたい。 上記を踏まえた実施時期について具体的に示されたい。	b	簡易申告制度は、輸入者が継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告前に貨物を引き取ることができる特例的な制度である。 よって、無制限に要件等を緩和することは、制度の趣旨からも行うべきものではないが、本制度の利便性を考慮して、回数要件について、本年4月以降年24回以上から年6回以上へと緩和を行ったところである。 指定貨物の所属区分については、上記緩和による利用拡大状況を踏まえた上で、その緩和の可否及びその時期について検討することとする。	簡易申告制度は、輸入者が継続的に輸入しているものとして指定を受けた貨物について、法令遵守の確保を条件に、納税申告前に貨物を引き取ることができる特例的な制度である。 よって、無制限に要件等を緩和することは、制度の趣旨からも行うべきものではないが、本制度の利便性を考慮して、回数要件について、本年4月以降年24回以上から年6回以上へと緩和を行ったところである。 指定貨物の所属区分については、上記緩和による利用拡大状況を踏まえた上で、法令遵守体制の確保に留意しつつ、その緩和の可否も含め検討を行い、必要な措置を講ずる。	要望者からの、下記の意見照会に対する見解を示されたい。 簡易申告制度の利便性をさらに高めるため、回数要件の緩和、指定貨物の所属区分の簡素化について、具体的な検討の可否を示されたい。	b		5073	5073190	(社)日本自動車工業会	19	簡易申告制度の拡大					他法令などにより規制されない、一般貨物は、年間輸入申告件数の規制を「撤廃」して頂きたい。また、指定貨物に係る関税率表上の分類9桁の規制を4桁に緩和して頂きたい。	財務省

規制改革集中受付月間/全国規模での規制改革要望に対する見解の確認(様式1)

(回答欄)								(再検討要請欄)	(再回答欄)			(当室記入欄)	(最終回答欄)			(要望事項欄)							
管理コード	項目名	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	各省市回答に対する再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	当室からの最終確認事項(要望者意見を含む)	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	別表番号	具体的規制改革要望内容	制度の所管官庁等
z0700280	国の機関向け等のリース契約の長期継続契約	財政法第15条、会計法第29条の12、予算決算及び会計令第102条の2	会計法第29条の12は、電気、ガス、水の供給電気通信役務の提供について、当該契約により供給又は提供される物、役務等の品質が時の経過により変化せず、一定のものであること、あらかじめ債務の額が確定できないなどのために国庫債務負担行為によりがたいものであること、などから長期継続契約とすることができることとしている。本件は、経年により減価する可能性のある機器の複数年度にわたる提供であり、また、あらかじめ債務の額が確定されているものであることから、長期継続契約にはなじまない。	d		ご要望の点について、複数年度にわたる契約が必要な場合には、国庫債務負担行為によることが可能である。		国庫債務負担行為の手続きの簡素化、及びその他複数年契約が可能となる方策等について、具体的に検討されたい。	d		リース契約についても、各省市から予算要求が行われ、複数年度にわたる契約を結ぶことに合理性があると認められる場合には、国会の議決を経て、国庫債務負担行為を設定し、複数年度にわたる契約を締結することが可能である。	各省市において、国庫債務負担行為の要求を促進すべく、具体的に検討し、結論を得て、平成15年度中に実施されることについて見解を示されたい。	d		本件については、「平成16年度の概算要求について(平成15年8月1日)別紙20の留意事項として、「平成16年度以降、複数年度にわたって継続して必要とする物品については、当該物品を国が購入する場合や、単年度賃貸借契約(レンタル契約)を締結する場合と比較した上で、複数年度にわたる賃貸借契約を締結することに合理性が認められる場合には、必要な年限の国庫債務負担行為の要求を行うものとする。」旨示したところである。	5008	5008110	オリックス(株)	11	公的機関向け等のリース契約の長期継続契約		OA機器等の物品、自動車の賃貸借においても、中央省庁・地方公共団体の双方において、現行の地方自治法の不動産の賃貸借契約同様の措置を講ずるべきである。本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等の在り方を改善する観点から、これらの契約等の実態について調査を行う。【平成15年度に調査結果を踏まえ検討】」とされた。実態調査の結果についての情報開示を要望するとともに、調査を踏まえて早急に改善策の検討を開始し、結論を得、措置を講ずることを強く要望する。	財務省
																5034	5034010	(社)リース事業協会	1	国・地方自治体等のリース契約の取扱い等(検討の早期開始等)		・OA機器等の物品、自動車の賃貸借においても、中央省庁・地方公共団体の双方において、現行の地方自治法の不動産の賃貸借契約同様の措置を講ずるべきである。・本事項については、平成15年3月に閣議決定された「規制改革推進3か年計画(再改定)」において、「政府調達における、事務機器や情報機器のリース契約等の在り方を改善する観点から、これら契約等の実態について調査を行う。【平成15年度に調査結果を踏まえ検討】」とされた。実態調査の結果についての情報開示を要望するとともに、調査を踏まえて早急に改善策の検討を開始し、結論を得、措置を講ずることを強く要望する。	財務省